

電気需給約款

(高圧・特別高圧)

2025年4月1日実施

シナネン株式会社

電気需給約款目次

第1章 総則	- 1 -
第1条 適用	- 1 -
第2条 本約款等の変更	- 2 -
第3条 定義	- 2 -
第4条 単位および端数処理	- 4 -
第5条 実施細目等	- 4 -
第2章 契約について	- 4 -
第6条 電気需給契約締結前の確認事項	- 4 -
第7条 契約の要件	- 5 -
第8条 電気需給契約の成立および契約期間	- 5 -
第9条 需要場所	- 5 -
第10条 電気需給契約の単位	- 6 -
第11条 供給の開始	- 6 -
第12条 供給の単位	- 6 -
第13条 承諾の限界	- 6 -
第14条 電気需給契約書の作成	- 6 -
第3章 契約種別	- 7 -
第15条 契約種別	- 7 -
第4章 料金の算定および支払い	- 10 -
第16条 料金	- 10 -
第17条 料金の適用開始の時期	- 10 -
第18条 検針日	- 11 -
第19条 料金の算定期間	- 11 -
第20条 使用電力量等の計量	- 11 -
第21条 料金の算定	- 11 -
第22条 料金の支払義務ならびに支払期日および支払方法	- 12 -
第24条 保証金	- 14 -
第5章 使用および供給	- 14 -
第25条 適正契約の保持	- 14 -
第26条 契約超過金	- 14 -
第27条 力率の保持	- 15 -
第28条 需要場所への立入りによる業務の実施	- 15 -
第29条 電気の使用にともなうお客さまの協力	- 15 -
第30条 供給の停止	- 16 -

第 31 条	供給停止の解除.....	- 16 -
第 32 条	供給停止期間中の料金.....	- 17 -
第 33 条	違約金	- 17 -
第 34 条	供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	- 17 -
第 35 条	制限または中止の料金割引	- 18 -
第 36 条	損害賠償の免責.....	- 19 -
第 37 条	設備の賠償	- 19 -
第 6 章	契約の変更および終了	- 19 -
第 38 条	電気需給契約の変更	- 19 -
第 39 条	名義の変更.....	- 19 -
第 40 条	電気需給契約の廃止	- 20 -
第 41 条	需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う料金の精算.....	- 20 -
第 42 条	需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算	- 20 -
第 43 条	解約等	- 20 -
第 44 条	電気需給契約消滅後の債権債務関係.....	- 21 -
第 7 章	工事および工事費の負担.....	- 21 -
第 45 条	供給設備の工事費負担.....	- 21 -
第 46 条	計量器等の取付け	- 22 -
第 8 章	保安	- 22 -
第 47 条	保安の責任.....	- 22 -
第 48 条	保安等に対するお客さまの協力	- 22 -
第 9 章	その他.....	- 23 -
第 49 条	連絡体制.....	- 23 -
第 50 条	守秘義務.....	- 23 -
第 51 条	暴力団排除条項.....	- 23 -
第 52 条	管轄裁判所	- 24 -
附則	- 26 -
別紙 1	自家発補給電力の使用および計量.....	- 26 -
別紙 2	調達調整額.....	- 27 -

第1章 総則

第1条 適用

- (1) 当社が電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者として高圧または特別高圧（第3条（定義）にて定義します。）にて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款および環境配慮メニュー契約要綱（以下「本約款等」といいます。）によります。
- (2) 本約款等は、以下の地域に適用いたします。

供給エリアの名称	該当地域
北海道エリア	一般送配電事業者としての北海道電力ネットワーク株式会社（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてその一般送配電事業を承継した者を含みます。以下他の一般送配電事業者につき同じ。）の供給区域である北海道をいいます。
東北エリア	一般送配電事業者としての東北電力ネットワーク株式会社の供給区域である青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県をいいます。
東京エリア	一般送配電事業者としての東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域である栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）をいいます。
中部エリア	一般送配電事業者としての中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域である愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県をいいます。
北陸エリア	一般送配電事業者としての北陸電力送配電株式会社の供給区域である富山県、福井県、石川県（一部を除きます。）および岐阜県の一部をいいます。
関西エリア	一般送配電事業者としての関西電力送配電株式会社の供給区域である滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部をいいます。
中国エリア	一般送配電事業者としての中国電力ネットワーク株式会社の供給区域である鳥取県、島根県（隠岐諸島（島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島）を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部をいいます。
四国エリア	一般送配電事業者としての四国電力送配電株式会社の供給区域である徳島県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）および高知県をいいます。
九州エリア	一般送配電事業者としての九州電力送配電株式会社の供給区域である福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県をいいます。
沖縄エリア	一般送配電事業者としての沖縄電力株式会社の供給区域である沖縄県をいいます。

第2条 本約款等の変更

- (1) 当社は、本約款等に関して、第3条（定義）にて定義する一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款等の変更の必要が生じた場合、電力市場における取引価格の著しい高騰や発電用燃料費の高騰が生じた場合その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に従い、お客さまの了承を得ることなく、本約款等を変更することがあります。この場合には、本約款等に定める供給条件は、原則として、料金にかかわる条件は変更の効力発生日直後の検針日から、その他の供給条件は変更の効力発生日から、変更後の本約款等によります。なお、当社は、本約款等を変更する場合には、当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。
- (2) 本約款等の変更または電気需給契約の変更にともない、第(3)項に定める場合を除き、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社のウェブサイトへの掲載等の電磁的方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社のウェブサイトへの掲載等の電磁的方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 本約款等の変更が、法令の制定または改廃ともななって当然に必要なとされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

第3条 定義

次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 「休日」：原則として、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日（ただし、東北エリアについてはこれに加えて1月4日、北陸エリアについては4月30日に代えて1月4日）とし、当社がみなし小売電気事業者に準じて定める日とします。
- (2) 「平日」：休日を除く日とします。
- (3) 「夏季」：毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (4) 「その他季」：毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (5) 「重負荷／ピーク時間」：東北エリア、東京エリア、北陸エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリアおよび沖縄エリアにおいては夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間、中部エリアおよび関西エリアにおいては夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、休日等に定める日の該当する時間を除きます。また、北海道エリアでは重負荷／ピーク時間はありません。
- (6) 「昼間時間」：毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷／ピー

ク時間および休日の該当する時間を除きます。

- (7) 「**夜間時間**」：重負荷／ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
- (8) 「**特別高圧**」：標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。
- (9) 「**高圧**」：標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (10) 「**契約容量**」：契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (11) 「**契約電力**」：契約上使用できる最大電力（キロワット）をいい、以下の値をいいます。① 契約電力が 500kW 未満の場合：その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします（以下「**実量制**」といいます。）。② 契約電力が 500kW 以上の場合、および特別高圧で供給する場合：お客さまと当社で協議の上、決めさせていただきます（以下「**協議制**」といいます。）。
- (12) 「**契約使用期間**」：契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (13) 「**最大需要電力**」：需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (14) 「**使用電力量**」：お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された 30 分ごとの値をいいます。
- (15) 「**一般送配電事業者**」：北海道エリアにおいては北海道電力ネットワーク株式会社、東北エリアにおいては東北電力ネットワーク株式会社、東京エリアにおいては東京電力パワーグリッド株式会社、中部エリアにおいては中部電力パワーグリッド株式会社、北陸エリアにおいては北陸電力送配電株式会社、関西エリアにおいては関西電力送配電株式会社、中国エリアにおいては中国電力ネットワーク株式会社、四国エリアにおいては四国電力送配電株式会社、九州エリアにおいては九州電力送配電株式会社、沖縄エリアにおいては沖縄電力株式会社（いずれも、事業の全部の譲渡、合併または会社分割等（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてその一般送配電事業を承継した者を含みます。）をいいます。
- (16) 「**みなし小売電気事業者**」：北海道エリアにおいては北海道電力株式会社、東北エリアにおいては東北電力株式会社、東京エリアにおいては東京電力エナジーパートナー株式会社、中部エリアにおいては中部電力ミライズ株式会社、北陸エリアにおいては北陸電力株式会社、関西エリアにおいては関西電力株式会社、中国エリアにおいては中国電力株式会社、四国エリアにおいては四国電力株式会社、九州エリアにおいては九州電力株式会社、沖縄エリアにおいては沖縄電力株式会社（いずれも、その小売電気事業を承継した者を含みます。）をいいます。
- (17) 「**再生可能エネルギー発電促進賦課金**」：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (18) 「**需給地点**」：電気の需給が行われる地点をいい、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。
- (19) 「**消費税等相当額**」：消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (20) 「**営業日**」：日曜日および銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日以外の日をいいます。

- (21) 「供給エリア」：北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリアおよび沖縄エリアの別をいいます。
- (22) 「契約負荷設備」：契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (23) 「契約受電設備」：契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

第4条 単位および端数処理

本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワット(W)または1ボルトアンペア(VA)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、0.5キロボルトアンペア未満となる場合は、契約容量を1キロボルトアンペアといたします。
- (3) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、0.5キロワット未満となる場合は、契約電力および最大需要電力を1キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、北陸エリアにおいては、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までとすることがあります。
- (5) 力率の単位は、1パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で切り捨ていたします。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、小数点以下第1位で切り捨ていたします。

第5条 実施細目等

- (1) 電気需給契約書または本約款等の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 電気需給契約書または本約款等に定めのない特別の事情が生じた場合には、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

第2章 契約について

第6条 電気需給契約締結前の確認事項

- (1) お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承認のうえ、契約種別、供給電気方式、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、業種、使用開始希望日、契約使用期間および料金の支払方法その他必要な事項を予め協議させていただいた上で電気需給契約を締結させ

ていただきます。なお、他の小売電気事業者からの切替えの場合においては、契約種別は、お客さまが需要場所において当該他の小売電気事業者と締結していたものと原則として同種の契約種別を適用するものとします。これを変更するときまたは同種の契約種別がないときは、お客さまと当社との間で協議し、決定することといたします。また、契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。

- (2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (3) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故（送電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力の申込みをしていただきます。

第7条 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および託送供給等約款で定める技術要件を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

第8条 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、お客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいた上、契約条件について当社と合意に達したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、別に定める場合を除き、電気需給契約が成立した日から、第17条（料金の適用開始の時期）に定める料金の適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了日の3ヶ月前までに、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
 - ハ 契約期間が更新される場合、当社は更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、かつ、更新後に、当社の名称および住所、電気需給契約の契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号について、当社のウェブサイトへの掲載その他当社が適当と判断した方法によりお客さまへお知らせすることとし、お客さまはこのことについて、あらかじめ承諾していただくものといたします。

第9条 需要場所

- (1) 当社は、1構内または1建物を1需要場所といたします。なお、この場合において、「構内」とは、さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、「建物」とは、独立した建物をいいます。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、第(1)項にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 対象建物またはその部分等が一般送配電事業者において1需要場所と定める場合は原則として当社においても同様の取扱といたします。

第10条 電気需給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1法人または1需要場所について、原則として1電気需給契約を締結します。ただし、次の場合には、複数の電気需給契約を締結することができます。

- イ 1需要場所において、電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別と動力を使用する需要に適用する契約種別とをあわせて契約する場合
- ロ 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めた場合

第11条 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまとの間で電気需給契約の内容につき合意に達したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) お客さまの責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた需給開始日を延期する場合、お客さまには、需給開始がなされるまでの基本料金の50%相当額を負担していただきます。
- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第12条 供給の単位

当社は、特別の事情がない限り、1需要場所につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

第13条 承諾の限界

当社は法令、電気の需給状況、一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電気需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合はその理由をお客さまにお知らせいたします。

第14条 電気需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

第3章 契約種別

第15条 契約種別

(1) 契約種別は、第6条（電気需給契約締結前の確認事項）第(1)項に従い定めるものとし、供給エリアごとに次のとおりとします。

イ 高圧でお客さまが電気の需給を受けるもの

<p>北海道エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務用電力（一般料金） ②業務用電力（時間帯別料金） ③業務用ウィークエンド電力 ④業務用取引量別契約 ⑤高圧電力（一般料金） ⑥高圧電力Ⅰ型（一般料金） ⑦高圧電力Ⅱ型（一般料金） ⑧高圧電力Ⅲ型（一般料金） ⑨高圧電力（時間帯別料金） ⑩高圧電力Ⅰ型（時間帯別料金） ⑪高圧電力Ⅱ型（時間帯別料金） ⑫高圧電力Ⅲ型（時間帯別料金） ⑬産業用取引量別契約 ⑭予備電力 ⑮臨時電力 ⑯自家発補給電力 	<p>東北エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高圧電力 ②高圧電力 S ③業務用電力 ④業務用季節別時間帯別電力 ⑤高圧季節別時間帯別電力 ⑥高圧季節別時間帯別電力 S ⑦臨時電力 A ⑧臨時電力 B ⑨自家発補給電力 A ⑩自家発補給電力 B ⑪予備電力 A ⑫予備電力 B
<p>東京エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務用季節別時間帯別電力 ②高圧季節別時間帯別電力 ③業務用電力 ④高圧電力 ⑤臨時電力 ⑥自家発補給電力 A ⑦自家発補給電力 B ⑧予備電力 	<p>中部エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高圧業務用電力 ②高圧電力 ③臨時電力 ④業務用自家発補給電力 ⑤自家発補給電力 ⑥予備電力
<p>北陸エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務用電力 ②業務用季節別時間帯別電力 ③高圧電力 A ④高圧電力 B ⑤季節別時間帯別電力 A ⑥季節別時間帯別電力 B ⑦臨時電力 ⑧自家発補給電力 A ⑨自家発補給電力 B ⑩予備電力 	<p>関西エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高圧電力 AS-TOU ②高圧電力 AS ③高圧自家発補給電力 AS ④高圧予備電力 AS ⑤高圧臨時電力 AS ⑥高圧電力 BS-TOU ⑦高圧電力 BS ⑧高圧自家発補給電力 BS ⑨高圧予備電力 BS ⑩高圧臨時電力 BS ⑪高圧電力 AL-TOU ⑫高圧電力 AL ⑬高圧自家発補給電力 AL

	⑭ 高压予備電力 AL ⑮ 高压臨時電力 AL ⑯ 高压電力 BL・TOU ⑰ 高压電力 BL ⑱ 高压自家発補給電力 BL ⑲ 高压予備電力 BL ⑳ 高压臨時電力 BL
中国エリア： ① 業務用電力 ② 業務用 TOU ③ 特別高压電力 A ④ 特別高压 TOU A ⑤ 高压電力 A ⑥ 高压電力 B ⑦ 高压 TOU A ⑧ 高压 TOU B ⑨ 特別高压電力 B ⑩ 特別高压 TOU B ⑪ 臨時電力 ⑫ 自家発補給電力 A ⑬ 自家発補給電力 B ⑭ 予備電力	四国エリア： ① 業務用電力 ② 業務用季節別時間帯別電力 ③ 高压電力 A ④ 高压 A 季節別時間帯別電力 ⑤ 高压電力 B ⑥ 高压 B 季節別時間帯別電力 ⑦ 業務用臨時電力 ⑧ 高压 A 臨時電力 ⑨ 高压 B 臨時電力
九州エリア： ① 業務用電力 A ② 業務用季時別電力 A ③ 産業用電力 A ④ 産業用季時別電力 A ⑤ 臨時電力 ⑥ 業務用自家発補給電力 ⑦ 産業用自家発補給電力 ⑧ 予備電力 ⑨ 業務用休日エコノミー電力 A ⑩ 高压業務用電力 I (業務用電力 A-I) ⑪ 高压業務用電力 I (業務用季時別電力 A-I) ⑫ 高压業務用電力 I (業務用休日エコノミー電力 A-I) ⑬ 高压産業用電力 I (産業用電力 A-I) ⑭ 高压産業用電力 I (産業用季時別電力 A-I) ⑮ 蓄熱・電化契約 (蓄熱調整契約) ⑯ 蓄熱・電化契約 (電化厨房契約)	沖縄エリア： ① 業務用電力 ② 高压電力 A ③ 高压電力 B ④ 臨時電力 ⑤ 自家発補給電力 A ⑥ 自家発補給電力 B ⑦ 予備電力 ⑧ 季節別時間帯別電力 A ⑨ 季節別時間帯別電力 B

ロ 特別高压でお客さまが電気の需給を受けるもの

北海道エリア： ① 業務用電力 (30,000V) ② 特別高压電力 (30,000V) ③ 業務用電力 (60,000V) ④ 特別高压電力 (60,000V)	東北エリア： ① 特別高压電力 A ② 特別高压電力 B ③ 特別高压季節別時間帯別電力 A ④ 特別高压季節別時間帯別電力 B ⑤ 臨時電力 A ⑥ 臨時電力 B ⑦ 自家発補給電力 A
-----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ⑧自家発補給電力 B ⑨予備電力 A ⑩予備電力 B
<p>東京エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特別高圧季節別時間帯別電力 A ②特別高圧季節別時間帯別電力 B ③特別高圧電力 A ④特別高圧電力 B ⑤特別高圧臨時電力 ⑥特別高圧自家発補給電力 A ⑦特別高圧自家発補給電力 B ⑧特別高圧予備電力 	<p>中部エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特別高圧業務用電力 ②特別高圧電力 ③臨時電力 ④業務用自家発補給電力 ⑤自家発補給電力 ⑥予備電力
<p>北陸エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務用特別高圧電力 ②業務用特別高圧季節別時間帯別電力 ③特別高圧電力 ④特別高圧季節別時間帯別電力 ⑤臨時特別高圧電力 ⑥業務用特別高圧自家発補給電力 ⑦特別高圧自家発補給電力 ⑧予備特別高圧電力 	<p>関西エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特別高圧電力 A-TOU ②特別高圧電力 A ③特別高圧自家発補給電力 A ④特別高圧臨時電力 A ⑤特別高圧電力 B-TOU ⑥特別高圧電力 B ⑦特別高圧自家発補給電力 B ⑧特別高圧臨時電力 B ⑨特別高圧予備電力
<p>中国エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務用電力 ②業務用 TOU ③特別高圧電力 A ④特別高圧 TOU A ⑤特別高圧電力 B ⑥特別高圧 TOU B ⑦臨時電力 ⑧自家発補給電力 A ⑨自家発補給電力 B ⑩予備電力 	<p>四国エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特別高圧電力 A ②特別高圧電力 B ③特別高圧季節別時間帯別電力 A ④特別高圧季節別時間帯別電力 B ⑤特別高圧 A 臨時電力 ⑥特別高圧 B 臨時電力 ⑦特別高圧 A 予備電力 ⑧特別高圧 B 予備電力
<p>九州エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務用電力 A ②業務用季時別電力 A ③産業用電力 A ④産業用季時別電力 A ⑤臨時電力 ⑥業務用自家発補給電力 ⑦産業用自家発補給電力 ⑧予備電力 ⑨業務用休日エコノミー電力 A 	<p>沖縄エリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特別高圧電力 A ②特別高圧電力 B ③特別高圧臨時電力 ④特別高圧自家発補給電力 A ⑤特別高圧自家発補給電力 B ⑥特別高圧予備電力 ⑦特別高圧季節別時間帯別電力 A ⑧特別高圧季節別時間帯別電力 B

(2) 契約種別ごとの、対象となるお客さま、供給電気方式、供給電圧、周波数、契約電力等については、当社とお客さまとの協議により決定させていただくものとし、特段の合意のない事項については、みなし小売電気事業者において当該契約種別（当該契約種別が存在しない場合は類似のもの）につき適用される、みなし小売電気事業者が公表する約款、要綱その他これらに類するもの（以下「みなし小売電気事業者の約款等」といいます。）に準じ

て決定するものとします。

第4章 料金の算定および支払い

第16条 料金

- (1) 料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休業予定日、その他当社が電力供給をする上で必要となる情報をあらかじめ提出していただきます。
- (2) 料金は、原則として、基本料金、電力量料金および別紙2によって算定された調達調整額の合計に、みなし小売電気事業者の約款等（特別高圧および高圧で電気を供給する場合に適用されるものとしたします。）の定めに基づいて算定された燃料費調整額（みなし小売電気事業者において「燃料費等調整額」等として市場価格調整項、市場価格調整単価等が含まれるものとされている場合には、当該市場価格調整項、市場価格調整単価等を含めることができるものとします。また、みなし小売電気事業者の約款等において定めがある場合には離島ユニバーサルサービス調整額を含むものとしたします。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものまたは差し引いたものとし、基本料金および電力量料金については、第(1)項の情報を基に電気需給契約書に定めるものとします。また、みなし小売電気事業者が約款等を変更し、燃料費調整額等の算定方法を変更した場合には、当社は、変更前の算定方法に基づいて燃料費調整額等を算定することができるものとし、その場合には、当社のウェブサイトにも燃料費調整単価等と算定方法を掲載するものとしたします。
- (3) 料金の算定にあたり、力率割引および割増しについては、別段の合意のない限り、当該みなし小売電気事業者の約款等に基づいて決定するものとします。
- (4) 契約電力が電気需給契約書に規定するものと異なる場合はそれぞれ、第26条（契約超過金）に定める金額を申し受けます。また、事前にいただいた情報と各電力使用量が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。
- (5) 一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、当該約款に定める接続送電サービス料金等の料金が増加された場合、みなし小売電気事業者がお客さまの契約種別に相当する当該みなし小売電気事業者の契約種別、料金プラン等の基本料金もしくは電力量料金を改定（料金体系に影響を及ぼす約款等の改定を含む。）した場合、消費税等の税率が改正され、新たな税率に基づいて料金改定を行う必要がある場合、または電力取引に関連する法令・条例・規則・ガイドライン等の改正等もしくは電力市場における取引価格の著しい高騰や発電用燃料費の高騰により当社の電力等の調達コストが大幅に増加する場合には、当社は、当社が適当と判断する方法であらかじめお客さまに通知をすることにより、基本料金、電力量料金その他の料金を変更することができるものとします。
- (6) 社会状況の変化等に伴い基本料金、電力量料金が著しく不相当になった場合には、当社またはお客さまは、相手方に基本料金、電力量料金の変更を申し入れることができ、その場合には当社およびお客さまは誠実に協議するものとします。

第17条 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとな

らない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

第18条 検針日

検針日は、託送供給等約款に定めるところによるものとし、検針は、原則として一般送配電事業者がお客さまごとにあらかじめ定めた日に、各月ごとに一般送配電事業者が行うものとします。また、記録型計量器により計量する場合は、電力計の値または最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日を検針日といたします。なお、非常変災の場合等、やむをえない事情がある場合には、あらかじめ定めた日以外の日に検針することがあります。

第19条 料金の算定期間

料金の算定期間は、次の場合を除き、原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「**検針期間**」といいます。）といたします。

- イ 電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- ロ 契約容量、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合の料金の算定期間は、変更日から直後の検針日の前日までの期間といたします。

第20条 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として記録型計量器に記録された値の読みによるものとし、第18条（検針日）に規定する検針日における記録型計量器の読み（電気需給契約が消滅した場合は、原則として消滅時における記録型計量器の読みといたします。）と前回検針時の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始時における記録型計量器の読みといたします。）との差引により算定された使用電力量を、料金の算定期間の使用電力量といたします。なお、検針の結果は、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (2) 最大需要電力の計量は、一般送配電事業者が設置した30分最大需要電力計により行うものといたします。
- (3) 力率の算定は、一般送配電事業者が設置した電力量計により計測した数値を基に一般送配電事業者が公表する約款に規定する算定式に準じて行うものといたします。
- (4) 一般送配電事業者の記録型計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (5) 自家発補給電力の使用確認および使用電力量の決定等については、別紙1（自家発補給電力の使用および計量）に定める方法で行うことといたします。

第21条 料金の算定

- (1) 料金は、第19条（料金の算定期間）イまたはロに定める場合および検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- (2) 料金は、電気需給契約ごとに、電気需給契約および本約款等に定めた料金を適用して算定いたします。また、算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) 第 19 条（料金の算定期間）イまたはロの場合および検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた一定の日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回る場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、「供給した日数」とは、第 19 条（料金の算定期間）イの場合においては、電気の供給の開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除くものといたします。また、第 19 条（料金の算定期間）ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次の通りといたします。

- ①基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

- ②日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

イ 第 19 条（料金の算定期間）イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 第 19 条（料金の算定期間）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (4) 第 19 条（料金の算定期間）イの場合の電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、第 19 条（料金の算定期間）ロの場合の電力量については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。ただし、当社にて使用電力量の計量が行えない場合または当社が計量した使用電力量と一般送配電事業者が計量した使用電力量とに差異が生じた場合、一般送配電事業者が計量した使用電力量を料金の算定期間の使用電力量といたします。

第 22 条 料金の支払義務ならびに支払期日および支払方法

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次によります。
- イ 原則として検針日といたします。ただし、第 20 条（使用電力量等の計量）第(4)項の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
- ロ 電気需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて電気需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金は、電気需給契約書で定めた料金を電気需給契約書で定めた支払期日までにお支払いいただきます。
- (3) お客さまの料金の支払期日は、下記のイからニまでの場合を除き電気需給契約書に定める

日といたします。なお、支払期日が営業日でない場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。

イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合。

ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合

ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合

ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

(4) 第(3)項イからニまでに該当する場合、お客さまの料金の支払期日は、次のとおりといたします。

イ 第(3)項イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期日を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日といたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から2営業日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して2営業日後の日といたします。

ロ 第(3)項イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して5営業日後の日といたします。

(5) お客さまが、第(3)項イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

(6) 電気需給契約書において料金の支払い方法を自動引き落としと定めた場合、料金については毎月電気需給契約書に定める日に、その他についてはそのつど、お客さまが指定する金融機関の該当口座から自動引落しさせていただきます。かかる自動引落しがなされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(7) 電気需給契約書において電気料金の支払い方法をクレジットカード払いと定めている場合は、毎月電気需給契約書に定める日に、お客さまが指定するクレジットカードによる支払いがなされたものとして取り扱います。

(8) 電気需給契約書において電気料金の支払い方法を自動引き落としまたはクレジットカード払いと定めているにも関わらず、お客さまが指定する金融機関の該当口座から自動引落しがなされなかった場合またはお客さまが指定するクレジットカードによる支払がなされなかった場合には当社が指定する銀行口座に料金をお振込みいただきます。また、この時、振込手数料はお客さまのご負担となります。当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(9) 電気需給契約書において電気料金の支払い方法を当社の指定口座への振込みと定めている場合は、毎月電気需給契約書に定める日までに、お客さまが、当社が指定する銀行口座にお振込みいただきます。振込手数料はお客さまのご負担となります。

(10) 当社は、前四項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、前四項にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれ

たときに当社に 対する支払いがなされたものといたします。

(11) 当社は、領収書および支払証明書は発行しないものといたします。

第 23 条 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金の金額に年 14.6 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。ただし、電気需給契約書において電気料金の支払い方法を自動引き落としと定めている場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

第 24 条 保証金

- (1) 当社は、原則として供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。ただし、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降 60 日目の日までといたします。
- (3) 当社は、電気需給契約が消滅した場合または支払期日を経過してもなお料金が支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 保証金については利息は付さないものとします。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、第(3)項により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

第 5 章 使用および供給

第 25 条 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第 26 条 契約超過金

- (1) 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金単価を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた

値とします。

- (2) 北陸エリアにおいて、自家発補給電力 A および自家発補給電力 B については、契約電力が 500 キロワット未満であっても、第(1)項に準じて契約超過金を申し受けます。
- (3) 北陸エリアにおいて、契約電力が 500 キロワット未満の予備電力を契約されている場合で、かつ、常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力であるときは、第(1)項に準じて契約超過金を申し受けます。
- (4) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日に支払っていただきます。
- (5) 契約電力の超過に伴い、当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの契約に定める料金を変更させていただきます。

第 27 条 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。また、接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合の 1 月の力率は必要に応じてお客さまと当社の協議によって定めます。

第 28 条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- ② 第 48 条（保安等に対するお客さまの協力）第(1)項または第(2)項によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- ③ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ④ 計量器の検針または計量値の確認
- ⑤ 第 30 条（供給の停止）、第 40 条（電気需給契約の廃止）第(1)項または第 43 条（解約等）により必要な処置
- ⑥ その他本約款等によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第 29 条 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置

を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、第(1)項に準じて取り扱うとともに、お客さまは、一般送配電事業者の定める発電設備系統連系に関する取り決めに従っていただきます。
- (3) 電気の供給の実施に伴い、当社および一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。
- (4) 電気の供給の実施に伴い、必要に応じて当社指定の様式（週間電気使用計画書）に従い、1週間毎の使用電力量の計画書を提出していただきます。

第30条 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって不正に電気を使用された場合
 - ニ 第28条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ 第29条（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
 - ヘ その他お客さまが電気需給契約書または本約款等に違反した場合。
- (3) 第(1)項および第(2)項によって電気の供給が停止される場合には、一般送配電事業者により、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

第31条 供給停止の解除

第30条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依

頼いたします。

第 32 条 供給停止期間中の料金

第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の 50%相当額を第 21 条（料金の算定）第(2)項により停止期間中の日数につき日割計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

第 33 条 違約金

- (1) お客さまが第 30 条（供給の停止）第(2)項ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) 第(1)項の「免れた金額」とは、電気需給契約および本約款等に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまの責めとなる理由により、お客さまが当社との契約期間満了以前に当社との契約を解約される場合には、違約金として解約時から契約期間満了時までの期間の契約基本料金の 50%の 3 倍に相当する金額をお客さまより申し受けます。

第 34 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 一般送配電事業者は、次の場合には、電気の供給が行われている時間中に電気の供給を中止、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災の場合
 - ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合等一般送配電事業者が電気の供給を中止しまたは使用を制限もしくは中止する要請を行った場合
- (2) 第(1)項の場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) 第(1)項の場合には、その月の電気料金または翌月の電気料金にて以下の割引をお客さまに対して実施いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。
 - イ 実量制のお客さまについては、該当する基本料金（力率割引または割増し後）を対象として、その 1 月中の制限し、もしくは中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントの割引きといたします。
 - ロ 協議制のお客さまについては、該当する基本料金（力率割引または割増し後）を対象として、その 1 月中の制限し、もしくは中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセ

ントの割引きといたします。

ハ 上記イ、ロにおける延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものといたします。

第 35 条 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、第 34 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第(1)項によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は次のように割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

基本料金、ただし、第 19 条（料金の算定期間）イの場合は、供給期間について算定される第 21 条（料金の算定）第(2)項の額と供給停止期間について算定される第 32 条（供給停止期間中の料金）の額とを合計した当該算定期間 1 月の基本料金を対象とし、第 19 条（料金の算定期間）ロの場合は、制限または中止の日における変更前または変更後の基本料金を対象といたします。

ロ 割引率

1 月中の制限、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。

（算 式）

① 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times (D - d) / D$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

② 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times (A - B) / A$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量

B = 制限時間中の使用電力量

③ 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、①による修正時間または②による修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) 第(1)項による延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまにあらかじめお知らせして行う制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。

第 36 条 損害賠償の免責

- (1) 当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、当社の故意または重過失に基づく場合を除き、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。
- (2) 第 34 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第(1)項によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、当社の故意または重過失に基づく場合を除き、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) お客さまが第 6 条（電気需給契約締結前の確認事項）第(2)項による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責を負いません。
- (4) 第 30 条（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合、第 43 条（解約等）、または期間満了によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社の故意または重過失に基づく場合を除き、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責となる理由による場合は、この限りではありません。
- (6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。
- (7) 当社は、一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負わないことといたします。

第 37 条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- ① 修理可能の場合
修 理 費
- ② 亡失または修理不可能の場合
帳簿価格と取替工事との合計額

第 6 章 契約の変更および終了

第 38 条 電気需給契約の変更

電気需給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが電気需給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。

第 39 条 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を当社

へ文書により申し出ていただきます。

第 40 条 電気需給契約の廃止

- (1) 電気需給契約は、その期間満了をもって消滅いたします。ただし、第 8 条（電気需給契約の成立および契約期間）第(2)項ロによって電気需給契約が更新された場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、3 ヶ月前までに当社所定の様式にて当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- (3) 電気需給契約は、第 43 条（解約等）および次の場合を除き、お客さまが 3 ヶ月前までに当社所定の様式にて当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の 3 ヶ月前の日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から 3 ヶ月後に電気需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (4) 第 43 条（解約等）によって、当社が電気需給契約を解約した場合は、解約日に電気需給契約は消滅するものといたします。

第 41 条 需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う料金の精算

お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された後に、1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、電気需給契約が消滅する場合またはお客さまが契約電力を減少、もしくは増加される場合で、電気需給契約の消滅または変更において、当社が接続供給契約に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまから申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 42 条 需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約容量もしくは契約電力の変更または電気需給契約が消滅する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまから申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 43 条 解約等

- (1) 当社は、解約日の 3 か月前までにお客さまに通知をすることにより、お客さまとの電気需給契約を解除することができるものといたします。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合、当社は、電気需給契約を解約することがあります。なお、

この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- イ 第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ お客さまが料金を支払期日をさらに 15 日経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 15 日経過してなお支払われない場合
 - ニ お客さまが本約款等および電気需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、契約超過金、工事費等その他本約款等および電気需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ヘ お客さまが破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
 - ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - リ その他お客さまが本約款等に反した場合
- (3) お客さまが、第 40 条（電気需給契約の廃止）第(2)項による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に電気需給契約は消滅するものといたします。
- (4) 第 39 条（名義の変更）の際に、当社は電気需給契約を解約し、または第 24 条（保証金）に基づき追加の保証金の提供を要請する権利を有します。

第 44 条 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

第 7 章 工事および工事費の負担

第 45 条 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社は、原則として工事着手前にお客さまからその負担金を申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始にいたらないで電気需給契約を廃止または変更される場合は、当社は当該一般送配電事業者から請求された費用をお客さまから申し受けます。
- (3) その他お客さまの側の事情に基づき当社が一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合には、原則として工事着手前にお客さまにその工事費を負担していただきます。

第46条 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の二次配線および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、変成器の二次配線等でとくに必要最低限以上の費用を要するものまたは北陸エリアもしくは沖縄エリアにおいてお客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合については、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置は、適当な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取り付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、第(1)項によりお客さまが施設した設備については、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置を変更する場合には、当社は、実費に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。
- (5) お客さまが契約容量または契約電力を変更される場合で、これに伴い新たに受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、当社はその工事費の全額に消費税等相当額を加えた金額を工事費負担金としてお客さまに申し受けます。

第8章 保安

第47条 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

第48条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、託送供給等約款に定めるところにしたがい、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、直ちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、一般送配電事業者に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに一般電気事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とく

に必要があるときには、一般電気事業者の求めに応じてその内容を変更していただくことがあります。

第9章 その他

第49条 連絡体制

お客さまおよび当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立および維持するものとし、詳細についてはお客さまと当社が協議の上これを定めることとします。

第50条 守秘義務

お客さまおよび当社は、電気需給契約に関して知り得た事項 ((a)受領時点で既に当事者が相手方に対して守秘義務を負うことなく所有・保持していた情報、(b)受領時点で既に公知となっている情報、(c)第三者から適法に入手した情報、および(d)受領当事者の責めによらず公知となった情報を除きます。) につき厳に秘密を守り、相手方の承諾のない限り、他に漏洩してはならないものとし、また、法令上の根拠に基づきまたは公的機関より開示を要求された場合その他やむを得ない場合はこの限りでないものとし、また、電気需給契約の履行のため必要な場合、電気需給契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理を行う者に対して守秘義務を課した上で開示する場合、法令上の根拠に基づきまたは公的機関より開示を要求された場合その他やむを得ない場合はこの限りでないものとし、また、

第51条 暴力団排除条項

- (1) お客さまおよび当社は、電気需給契約締結時において「反社会的勢力」(①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)、②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいいます。以下同じ。))または暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者(以下「暴力団員等」といいます。))が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、および⑬役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいいます。)ではないことを表明および保証し、また、将来において反社会的勢力とならないことを確約します。
- (2) お客さまおよび当社は、電気需給契約締結時において「反社会的行為」(①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損

し、またはその業務を妨害する行為、および⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいいます。)を行っていないことを表明および保証し、また、将来において反社会的勢力とならないことを確約します。

- (3) お客さまおよび当社は、相手方が第(1)項または第(2)項のいずれかに違反した場合は、催告等なくして直ちに相手方に通知することにより電気需給契約を解除することができるものとします。
- (4) お客さまおよび当社は、第(3)項に基づく解除により、第(1)項または第(2)項に違反した相手方に損害を与えた場合においても、一切の損害賠償の責任を負わないものとします。

第 52 条 管轄裁判所

お客さまと当社との間の電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

1 本約款等の実施期日

本約款等は、2025年4月1日から実施いたします。

別紙 1 自家発補給電力の使用および計量

(1) 定期検査および定期補修の時期

お客さまの自家用発電設備の定期検査および定期補修は、原則として夏季以外に行うものとします。この場合、毎年度当初にお客さまと当社で協議のうえあらかじめ実施の時期を定め、その1ヶ月前に再度協議のうえ確認するものとします。

(2) 自家発補給電力の使用の申し出

自家発補給電力の使用にあたっては、お客さまより3日前（ただし、休日等が含まれる場合は休日等を除く。）までに使用開始の時間と使用終了の時間を当社に連絡いただくものといたします。ただし、事故時その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に連絡いただくものとします。

(3) 自家発補給電力の使用の確認

当社は、お客さまの最大需要電力が常時供給分の契約電力を超えた場合は、お客さまの自家用発電設備の発電記録等により、自家発補給電力を使用しなかったことが客観的に確認できた場合を除き、自家発補給電力を使用されたものとします。

また、お客さまの最大需要電力が常時供給分の契約電力を超えなかった場合は、自家発補給電力の使用について申し出されたときであっても、自家発補給電力を使用されなかったものとします。

(4) 自家発補給電力の使用電力量の決定

常時供給分と同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量は、下記イおよびロの方法で決定いたします。

イ 基準の電力の決定

自家発補給電力使用の前3日間の自家発補給電力使用時間帯における常時供給分の平均電力を基準の電力として決定するものとします。ただし、使用前3日間の操業状態が平常でない場合は、使用前の平常操業の3日間における常時供給分の平均電力を基準として決定するものとします。

ロ 自家発補給電力の使用電力量の決定

自家発補給電力の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、イで定めた基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いた値とします。

(5) 記録

お客さまは、受電記録および発電記録を作成し、必要に応じて当社へ提出いただくものとします。

別紙2 調達調整額

- (1) 当社は、電源の調達費用を適切に料金に反映するため、お客さまとの協議により、契約期間における調達調整単価を定めるものとし、当該調達調整単価に使用電力量を乗じた金額を調達調整額とします。
- (2) 前項にかかわらず、調達調整単価については、当社の判断で、値上げについてはお客さまとの協議により、値下げについてはあらかじめ通知することにより、当該契約期間中であっても、変更をすることができるものとします。